鳥取県地域自立支援協議会（第１回相談支援体制部会）7.19

（中嶋課長補佐）　鳥取県の中嶋です。定刻14時となりましたので、令和５年度鳥取県地域自立支援協議会第１回の相談支援体制部会のほう始めさせていただきたいと思います。それでは開催に先立ちまして障がい福祉課長の中野のほうから一言御挨拶のほう申し上げます。

（中野課長）　皆さん、こんにちは。障がい福祉課長の中野です。本日はお忙しい中お時間いただきましてありがとうございます。今年度の第１回の相談支援体制部会ということになります。これまでの議論も踏まえまして、相談支援の質の向上をどうしていくかというところですとか、昨年度つくった相談コーディネート機能強化事業の実績とかの御紹介と、これまでの議論にもありました主任相談、主任のネットワークを強化していくというところもスキームをつくろうと思いますので、その辺りの御意見もいただければと思います。

また、地域生活支援拠点の活用も１つ重要なとこだと思いますので、そこの議論をぜひ深めていただければなと思っております。ほかにもアンケート調査などの結果もつけておりますし、もし何かプランとか、そういったところへの御意見などもあれば、ぜひいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いします。

（中嶋課長補佐）　そうしましたら本日の会議、事前にお配りしております次第に沿って議事３つを進めさせていただきたいと思います。資料につきましても次第に記載のとおりとなっておりますので、読み上げのほうは省略させていただきます。また、本日の出席者につきましては添付しております委員等名簿をもって代えさせていただきたいと思います。それでは早速議事のほうに移りたいと思います。以後の進行は河本部会長のほうにお願いできたらと思います。では、河本部会長よろしくお願いいたします。

（河本部会長）　はい。中部支援センターの河本です。よろしくお願いします。今日は議題が３つあります。１つ目、２つ目については相談支援体制の構築や質の向上について皆さんから御意見いただきたいと思っています。地域生活拠点については、設置はされていますが、その後の活動状況について確認をし、今後どのように取り組んでいくかという辺りを、皆さん共通認識を持ってお話をしていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。では、議題１、相談支援専門員の質の向上と確保についてです。まずは事務局さんのほうから資料の説明をしていただいた後に資料１の各圏域の担当の方から状況のほう説明していただきたいと思いますので、まずは事務局さんのほうから資料のほう説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

（中嶋課長補佐）　はい。事務局中嶋です。事務局のほうからは、そうしましたら資料２と資料３について続けて説明のほうさせていただきます。まず資料２ですけども、これ昨年度、令和４年度相談支援従事者研修等の実施状況ということで相談支援専門員の研修のほか、サビ管研修ですとか、そういった研修の実績のほう列挙させていただいております。このうち、相談支援従事者研修についてですけども、まず初任者研修７月～10月までかけて行われました。このうち、７日間コース、実質的な初任研になるのですけども、７日間コースの実績としましては32人という、修了ということで実績のほうがあります。昨年度が48人でしたので、人数も修了者が減っているかなというところです。続きまして（２）の現任研修ですけども、こちらのほうは令和４年度29

名で、昨年度、令和３年度が 33 名ですので若干減っていますけど、ほぼ横ばいとなったところです。続きまして主任相談支援専門員の養成研修ですけども、こちらのほうにつきましては、令和４年度は６人ということで令和３年度が１人しかおられませんでしたので、若干の方が研修のほう受けていただいたというようなところでございます。専門コース別研修は発達障がい、精神障がいへの支援等の専門的技術の習得ということで昨年度 14 名の人が修了されています。また、フォローアップ、比較的経験の浅い方のフォローアップ研修につきましては、昨年度は８名修了となっております。そのほか、サビ管研修ですとか、同行援護、あと、行動障がいの研修のほうも記載のほうしておりますが、またこちらのほうは御覧いただけたらと思います。

続きまして資料の３をお願いします。資料３、令和４年度の鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業の実績ということで報告のほうさせていただきます。この事業は昨年度から実施している事業でして、相談支援専門員を新規又は追加で配置する事業所に対して、その人件費の一部を県と市町村が協調して支援する制度でございます。その令和４年度の実績となります。なお、この事業につきましては相談員を配置することによってどれだけの担当する方が増えたかということを３年間追跡して調査をしていく予定ですし、今年度も引き続き事業のほうは継続して実施をしていきます。概要のほうにつきましては、割愛をさせていただきます。

下の令和４年度の補助金活用実績等ということで実績ですが、昨年度は３市２町で計６つの事業所が支援のほう、この補助金のほうを活用して計６名ですね、各事業所１名の新規又は追加の配置がありました。この補助の相談員６人で担当する障がい児者の数が、こちらのほうの実績に書いてありますが、291 人の増ということになっております。令和４年度の障害者相談支援事業の実施状況調査、国の調査ですけども、これによりますと県内には 84 名の常勤・専任の相談支援専門員が配置されておりまして、この補助金による配置人数の６名増は全体の約７％に当たります。また、この調査では県内の障害福祉サービス等の受給者数は約 8,600 人ですので、この補助金による担当の障がい児者の増人数というのは、291 人は全体の約 3.4%ということになります。ただ、この支援につきましては各市町村とも 100 万円、県 50 万、市町村 50 万の計 100 万円ということで支援のほうをしております。資料２と３の説明は以上となります。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。中嶋さんのほうから相談支援専門員の研修の状況、コーディネート機能強化事業について実績の報告がございましたが、皆さんのほうから御質問や御確認ありませんか。光岡さんお願いします。

（光岡委員）　はい。光岡です。さっきの補助事業の実績なのですけど、それぞれの事業、市町村にある計画人数があって実績人数というのがそれぞれ示されていると思うのですけど、中嶋さん共有できますか。

（中嶋課長補佐）　共有します。

（光岡委員）　はい。これかなりばらつきがあって 80 人から 20 人まで差があるのですけど、ここはその一定数以上が見込める必要があると思うのですけど、県の要綱とかルールではどうなっていますか。

（東口主事）　事務局東口です。県の要綱上は、例えば何人以上担当しなければならないとか、そういったルールは設けておりません。ただ、市町村さんのほうでもし設けられるということで

あれば、それに従っていただくという形にしております。以上です。

（光岡委員）　ありがとうございます。一応この事業って、常勤・専任の配置になっていると思うので 20 人というのは少なすぎるのではないかなというふうに思うのですけども。

（東口主事）　はい。事務局東口です。光岡さんのおっしゃることもごもっともで、では、何人がいいのかっていうところで、前々前回ぐらいですね、相談支援部会、本部会のほうで話をさせていただいたときに、なかなか例えば重度の方とか、強度行動障がいのある方とか、コーディネートの上でかなり手間を要する、時間がかかるような方っていうのがいらっしゃる中で、目安を決めるのはなかなか難しいのではないかというところで現時点では目安については設けておりません。

（河本部会長）　はい。最後のほうは少し聞き取りづらかったですかね。

（東口主事）　では、もう 1 回お話させていただきます。前々回か、前々前回ぐらいにこの事業を創設する際に、本部会のほうでお話をさせていただいたときには、例えば何人という目安があって、その人数以上担当する場合に補助するというような要件があってもいいのではないかというようなお話をさせてもらったときに、なかなか担当ケースによって一律、数を決めるというのは難しいのではないだろうかということで、ひとまず今は件数の要件というのは数としては設けてないというのが現状です。以上です。

（光岡委員）　はい。何名以上というのは、米子は設けています。私の意見としては、やはり何か必要なような気が、この数字を見るとしてきたのですけども。

（東口主事）　はい、ありがとうございます。少しほかの委員さんの御意見もいただければと思います。いかがでしょうか。河本部会長、ぜひ御意見振っていただければと思うのですけども。

（河本部会長）　はい。今日の御出席は利用されているのが米子市さんしかいらっしゃらないですが、行政さんのほうで何か御意見があればと思いますが、岩美町の中島さん、何か御意見ございますか。

（中島委員）　そうですね。この実績と計画の人数の差っていうことでよろしいのですかね。

（河本部会長）　そうですね。補助金をこう支給されるに当たっての実績の人数が、今 20 人とか 18 人の実績の市町もありますが、そこに数字のある程度の目標、もう少し高い目標を設置したほうがいいのかどうかという辺り、御意見何かあれば。

（中島委員）　そうですね。あまりにも高い、多い、たくさんの人数が増える、これでしてしまっても、また実績との差も出てきてしまうのではないかなと思いますので、その市町によってもまた何かばらつきがあるのではないかなと思ったりするのですけど。

（河本部会長）　市町の状況にも合わせながらということですね。

（中島委員）　はい。

（河本部会長）　ありがとうございます。江府町は山根さん、いかがでしょうか。

（山根オブザーバー）　はい。江府町の山根です。江府町の意見として、この事業が対象の事業として扱ってない、江府町では実施されてないので一担当の意見として聞いてもらえればと思います。光岡さんおっしゃられたように、ばらつきがあるというところは確かなのかなと思いますが、あまり担当の数を増やしすぎてもそれもそれでよくないのかなと思うので、幅を持たせなが

ら基準をつくるというのが一番必要なのかなというふうに聞いていて思いました。少なすぎてもよくないと思いますし、あまり多すぎるのもそれはそれで少しずさんになるというか、そういう危険性があるかなというふうに思いますので、幅決めて基準をつくるというのは１つ必要なのかなというふうに感じました。以上です。

（河本部会長）　ありがとうございます。米子市さんのほうは運営規程、実施要綱のほうで実績人数のほう、人数決められているということでしたが、何か基準になるような考え方とか、どういう経過で決められたとか、もしあればお話していただければと思います。橋本さん、よろしいですか。

（橋本委員）　米子市の橋本です。本日はそういった資料のほう持ち合わせていないというところでございまして、申し訳ございません。

（河本部会長）　分かりました。では光岡さんその辺り米子市さんの経過は、人数の何人ぐらいがという経過等御存じですか。

（光岡委員）　経過というか、当然必要だろうということで当初から設定しているということだと思います。

（河本部会長）　何人というのは､特に市のほうで決められたというところでよろしいですかね。

（光岡委員）　そうですね。やはり今の、今の現下の計画相談が、相談支援専門員が不足しているという状況からこれぐらいの数はやっていただく必要があるだろうということではじき出していると思います。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。この事業、来年度も引き続きあるというところでよろしいですよね。

（東口主事）　そうです。

（河本部会長）　来年度も、来年というか、今年度も引き続き。

（東口主事）　今年度です。

（河本部会長）　はい。どうでしょう。この設定の目標実績のところ、何か皆様のほうから御意見ございますか。今、地域の実績に合わせて設定するのが１つではないかというところと、求められる、それぞれの相談員の受持ちの人数のところで計画の人数を設定しているというようなお話をいただいていますが。

（保木本委員）　すみません。保木本です。

（河本部会長）　はい、お願いします。

（保木本委員）　この件数自体、20 でぱっと聞いて少ない感じは何か自分も思うところなのですけど、どういった方が配属されているかとか、新任の方であれば、なかなかその１年目とかの場合であれば、結構たくさんの件数持って割かし大変なのかなと思っていたり、この数字の背景がもう少し分かるといいなというか、どういう人が配置されてどんなふうに動いているかというところがもう少し聞けたら、何かどうしていくのがいいのか、もう少し議論が深められそうな気がするなと思いながら聞いていたところですし、何かやっていて、体感的にどのぐらいの件数、80、90 とかになると割かしもうひーひーになるので、50、60 とか 60、70 ぐらいが何となく体感的にはちょうどいいって言ったら変なのですけど、でも、多分その数だと事業自体が回りにくくてと

いうのもあるので、本当どうあるのがいいのかなと思いながら聞いていたところです。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。保木本さんの話にもあったとおりですね、実際どのような方がどんなふうに対応しているかという辺りも、もし可能であれば状況のほう確認していただき、今年度既に申請もあるところもあれば、今後に向けて妥当な計画の人数を検討していただくようにお願いしたいと思います。光岡さん、よろしいですか。

（光岡委員）　はい。私は基本的に計画相談の専従常勤で働いたときに、やはり事業として成り立っていく１つの目安として恐らく80名ぐらいではないかなと思っているのですけど､いろいろ計算してみると。そうすると、１年目としては、40人ぐらいは必要って、できるのではないかなと思っていて、なので、40くらいが１つの目安じゃないかなって勝手に思っているのです。それで、いつかの部会でも意見があったのですけど、常勤専従じゃなくて兼務の人も対象にしてほしいというような話があったと思うのですけど、仮にそれをするとしたら、0.5 人とかということだったらその半分の20とかということもあり得ると思うのですけど、やはり常勤専従で20名というのは、補助金を出してその地域の中で、役割を果たしてもらうという意味では少ないのではないかなというふうに私は思ったので発言しました。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。あしーどの中島さんも手を挙げていらっしゃいます。よろしくお願いします。

（中島オブザーバー）　中島です。お世話になります。今のお話ですけど、やはり一律に人数を決めるのは難しいのではないかなと思っていて、話があったようにたくさんつくれる人とそうでない人がおられるということはあったとしても、そこに、では何人ならできるかというところまでの線はなかなか引けないかなと思いながら私は聞いていたのですけども、それよりも多分光岡さんがおっしゃっていることの趣旨は、いわゆる公費を使って相談支援の事業をやっていただくということであれば、それなりのハードル、それなりの責任というものが明確にあったほうがいいのではないかという、そういう意見だったと思います。

　だから、それはもちろんそういった助成をいただいて支援をする側が考えなくてはいけないことでもあるかもしれませんし､また一方で､行政の側からしてこれだけはやってくださいねって、最低これはお願いしたいですっていうようなものが、きちんとその各市町村と事業者の間で交わされている必要があるのではないかなというレベルの話なのではないかなと思って私は聞いていました。以上です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。実際に今、県のほうでの要綱に正確な人数までは載っかっていないというところですが、今お話のあったとおり、やはり求められるものがあると思いますので、こちらのほう各圏域のほうで持ち帰っていただいて、それぞれの行政の担当の方にこういうようなお話だったというところをお伝えしていただき、必要であれば米子市さんのように要綱のほうをつくっていただくことの検討していただければと思います。では、資料１のほうに戻って、皆さん。

（中野課長）　すみません。

（河本部会長）　はい。

（中野課長）　障がい福祉課長中野です。

（河本部会長）　はい、お願いします。
（中野課長）　はい。ありがとうございました。県の事業なのですけども、まさにさっき話が出たその専従とか、兼務とかのところが以前も話が出ていますので、来年度の予算を来年度組むときに、その要件とかの見直しは必要かなと思っています。さっき光岡さんがおっしゃられたように、その掛け0.5にするとか、そういうところはあるのかもしれないですけど、そこの要件は来年度予算に向けて検討するということにしたいと思います。そもそもの人数設定のところは議論にもありましたが、やはりいろいろなケースがあるので、一律何人以上ではないと駄目というふうにすると逆に使いにくい制度にもなるリスクがあると思うので、その要件としてかちっと何人以上っていうことははめることはしないつもりなのですけれども、一方で、考え方みたいなところで、例えばあまりに少なくてもよくないので、例えばこれぐらい目安に増やすようにしてくださいとか、県の平均がこれぐらいですのでこれぐらいを担当するようにしてくださいとか、そういう考え方を、条件ではなくて考え方を示すということで考えたいと思います。いずれにせよ、そういうフリーハンドではなくて考え方をしっかりお伝えして、市町村とも連携してそういうふうになっていくというような形でやっていこうと思います。以上です。
（河本部会長）　ありがとうございます。
（光岡委員）　河本さん、すみません。
（河本部会長）　はい。
（光岡委員）　光岡です。さっき課長言われた、その目安ということでも私はよいかなというふうに思いました。以上です。
（河本部会長）　ありがとうございました。では、お話のあったとおり、要綱のほうも見直しながら事業のほう進めていっていただくというところでお願いします。では、資料の１のほうに戻って、相談支援の質の向上の取組について、各圏域のほうの取組について情報提供、情報共有したいと思います。はい、まずは鳥取市さんから、基幹の長谷川さんでよろしいでしょうか。
（長谷川委員）　はい。鳥取市基幹相談支援センターの長谷川です。鳥取市の現在取り組んでいる具体的な質の向上に向けての取組内容です。相談支援部会は引き続き今年度も月１回のペースで実施しております。その中で困難事例や地域課題を相談員さんから上げていただいて、部会の中で検討を続けております。今年度は事例検討に力を入れていこうということで、鳥取市自立支援協議会の中でもずっと話を進めておりまして、７月の相談支援部会の中の１時間半ぐらいの時間を使って、今日も出席してくださっている保木本さんが進行、主任相談支援専門員さんたちにファシリテーターで入っていただきながら、事例検討会をグループワークも含めて進めました。これは定期的にやっていきたいなという声が上がりましたし、事例を出していただいた主任相談支援専門員さんからも、今回のオンラインを使っての事例検討会は思った以上に相談員の皆さんから意見が出たし、横のつながりというところでも引き続き続けていけたらと感想いただきました。本年度もう一度取り組んでいけたらなと思っているところです。
　それから主任相談支援専門員の意見交換会も、今年度も行政、基幹も入らせていただいて定期的に開催しています。そこでは地域の相談体制や地域課題について協議をしております。その意見交換会の中でも昨年度から取り組んできたことですが、委託の事業所が委託としての業務、地

域の課題や困難事例に取り組みやすい体制をどう取っていくかというところで、委託の相談支援事業所から指定の相談支援事業所に移行できそうなケースを、基幹が今、間に入らせていただいて計画相談の調整を今月から進めているところです。今月も20件近く調整をお願いしていて、報告を今待ちながら指定のほうに移行を進めているような状況です。

次に取組により効果があったと思う点というところです。先ほどもお伝えしましたが、事例検討で相談支援専門員の関わりの視点をそれぞれが聞くことができたので、新たな気づきがあったり、横のつながりができるかなということで、今後のところでも期待をしております。取組を進める上に当たり苦労した点というところでは、委託から指定への計画相談の調整する際に、家族や本人には丁寧な説明をと最初からお伝えはしてあったのですけど、利用している事業所にも引継ぎを丁寧に説明というところがかなり必要だなというところを改めて、声も上がったところありましたので、相談員さんのほうにお伝えして、説明や手順のところも確認をしております。

それで今年度新たに取り組んでいこうと考えている点ですが、引き続き毎月計画相談を委託から指定にと調整を進め、委託事業所が一般相談や地域課題に対応できる体制づくりを鳥取市として進めていきたいと思っています。あとは基幹相談支援センターが相談支援事業所と一緒に相談で関わっているケースも幾つかありますので、今、関わっているケースから事業所のほうに訪問して、ケースの対応の相談に応じていけたらなと今年度思っているところです。鳥取市からの報告、以上です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございました。では、東部４町については影井さんか、保木本さんお願いします。

（保木本委員）　はい。保木本が報告します。

（河本部会長）　はい。

（保木本委員）　東部４町のほうは書いてあるとおり、相談部会を大体３か月に１回ぐらいのペースで今行っていて、それで苦労した点に書いてあるのですけど、東部４町で相談支援事業所５か所しかないので、近況とかケースで困っていることとか、その困っていることへの対応というところを少人数で話をしているようなところであったり、事業所の相談員さんから話し合いたいテーマっていうところを出していただいて、そこのテーマに応じて感じることや課題に思うことについての協議をしているような状況です。それで、その中で少人数ではあるのですけど、意見が、話しにくいような状況でもないと思うので結構活発に出るようになっていますし、何か課題が出たときに、じゃあ、取り組んでみようとか、少し関係機関を募ってやってみようという、何か取組の意識は少し出てきたような気もしています。

それであと、取組に当たり苦労している点については、相談支援専門員が抱える悩みや地域課題など、部会を通じてどのように引き出していくかというところなのですけど、聞くといろいろお話は出てくるのですけど、聞かないとなかなか何か出てこないというか、ここが課題というところの認識というか、その辺りがもう少し聞いていきながら、ここ課題ですよねっていう形で、スキルアップしていかないとなかなかお話も出てきにくいところもあるので、引き続き進める側は意識しながら取り組んでいかないといけないかなというふうに思っているところです。あと、相談支援事業所が東部４町で５か所しかないので、２か所ぐらい休みになると、会自体が成り立

ちにくくなって、日程変更とか、その辺の調整が大変だ、みたいなことはあります。
それで、新たに取り組んでいこうという、もう開催しているのですけど、さっき長谷川さんからもお話があったように、東部圏域で、合同で事例検討会を開催させてもらっています。今年の１月ぐらいに西部の事例検討のほうにお邪魔させてもらって、いろいろ参考にさせてもらいながらこの７月に第１回目をさせてもらったところです。本当にお世話になりました。ありがとうございます。以上です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございました。続いて、中部の状況について説明します。中部のほうは、毎月、相談支援部会のほうを開催して情報共有や意見交換等を行っています。地域の主任相談支援専門員さん３名いらっしゃるのですが、この３名の方を中心に、今はモニタリングの検証の中のグループスーパービジョンということで、各指定特定の事業所から事例を出していただいて行っているというところです。基幹相談支援センターが指定特定の事業所のほうに訪問したり連絡したりして困難ケースの対応に一緒に取り組んでいるというところです。そういった相談支援事業所が定期的に研修会も行なわれていますので、そちらのほうにも参加のほうをしているところです。
そういうことをすることによって、圏域内の相談支援専門員、横のつながりができてきていると思いますし、少人数の１人事業所とか２人事業所のところも多いのですが、気軽に聞いてみようとか、相談してみようというような雰囲気もできてきていると思います。今、関係機関との役割とか取組というところも知ることができて、ほかのケースでこんなところと関わったということを共有することによって、新たな社会資源の利用というところにもつながってきました。開催するに苦労しているところは、スーパービジョンを行うに当たり、事例を提供していただくのですが、サービス等利用計画であったり、モニタリングも、どんなものでつくっているかというところも提供していただいて、皆さんで情報共有するのですが、なかなか抵抗を感じられる事業所もあったりするというところで、それでも皆さんのスキルアップとか、地域の相談の質の向上にもつながるというところで、協力しながら実際には行っているというところです。
今後の取組については、モニタリングの検証について、今言ったとおり地域型の検証モデルは実施されているのですが、実際のモデルについてはできていませんので、行政の担当者にも参加していただいて、事業型検証モデルのほうも実施していきたいと思っているところです。中部は以上です。西部の取組については、橋本さんよろしいでしょうか。

（橋本委員）　はい。一応主なところを読み上げたいと思います。現在取り組んでいる具体的な内容ですけれども、まず一番上の支援センター連絡会、毎月開催しております。新規の相談対応等の報告だったり、課題の共有であったりということをやっています。それからその下の相談支援の充実を図るための連絡会、これも毎月行っておりまして、契約の件数の報告や、情報交換を行っています。困難なケースなんかのほうの共有も行っています。それからこれはこのたび令和４年度から始めたところなのですが、一番下の西部圏域の基幹相談支援センター、それから主任相談支援専門員の方々の意見交換会の実施を始めています。今のところ約３か月おきに１回ぐらいのペースで開催をしておりまして、対象の方々、専門員さんが５名、６名さんぐらいでしょうか、それと米子市の基幹が入っての会ということを行っております。

次に取組により効果があったと思う点ですけれども、いろんな連絡会の中で事例報告を行っております、情報共有も行っておりますので、いろいろな気づきを得ながらというところが取組として効果があったかというふうに言えるところだと思います。それから次に苦労した、あるいは苦労している点ですけれども、西部の場合ですと、相談員の不足というのがやはり一番上に書いてありますけども、ここがなかなか、新規でサービスの利用を希望される方であるとか、に対する提供が不十分、即時それに対応できないというところが不十分という認識がございます。それからいろいろありますけれども、あとは、この４月からなのですけれども、一番下ですが、米子市の障害者基幹相談支援センターの相談支援専門員さんが欠員となっておりますので、できる限り、これは何らかの形で解消をしていきたいというふうに考えております。

最後ですけども、今年度新たに取り組んでいこうとしているところですが、一番上ですね、実務に当たる相談支援専門員さんの数を確保するということ。それから、その下の２番目の黒丸ですけども、基幹とか、保健師などが出席する相談日などを設けてはどうかということもあります。それからその他なのですが、基幹相談支援センターが未設置の市町村がございますので、できる限り早い段階でセンターを設置できる体制を整えるということに向っていきたいというふうに思っております。西部からは以上でございます

（河本部会長）　はい、ありがとうございました。各圏域や地域で取組をされているところですが、今お話を聞かれて、もう少し詳しく聞いてみたいなとか御質問、その他苦労している点について何かアドバイスというか、御助言をしていただいたり、今後取り組みたいことというところを各圏域であげていただいていますが、何か自分たちのところでも取り組んでいますよ、参考になるようなことがあれば皆さんのほうから御意見いただきたいと思います。光岡さんお願いします。

（光岡委員）　中部の報告の中で、主任相談支援専門員の勉強会って、ＧＳＶってあるのですけど、ここの事例はどうやって出てくる事例ですか。

（河本部会長）　順番は特には決めてはいないのですが、指定特定の事業所が抱えている、特に困っているとかそういうような事例ではなくて、普段特にどういうケースというものは決めてはいなくて、困っているケースってことでもなくて、やってる内容がケース検討会というよりは、言っているとおり、グループスーパービジョンの形を取っていて、相談支援専門員の考え方であるとか、困っている、相談支援専門員としての立場として困っているとか、考え方を一緒にみんなで共有したり、苦労しているところをみんなで共有しながら、心の大変なところをみんなで共有するというようなところを目的としてやっているという感じですね。

（光岡委員）　ありがとうございます。それは事例提供者の方も参加してってことでいいですか。

（河本部会長）　そうですね。形としては、まず事例を提供していただいて、概要や計画、モニタリングこういうふうにしていますよっていうところをお話していただいた後に、相談員として困っていることっていうところを１つとか２つとか挙げていただいて、それで皆さんのほうからそれについて質問をしていただき、その後グループに分かれて主任相談支援専門員さんはファシリテーターを行いながら、その困っていることに対してのアイデアとか、助言というものを皆さんから御意見いただき、また共有するっていう形を取っています。

（光岡委員）　じゃあ、指定特定のほうからこれを出したいとか、これを出しますよみたいなことで、手挙げ方式ってことですよね。
（河本部会長）　そうですね。
（光岡委員）　はい。
（河本部会長）　植村さんお願いします。
（植村委員）　はい。もちろん、これは相談支援体制部会なので、その辺のことは十分分かっているのですが、各圏域のというところで、米子市さんのほうが、そこを飛ばされたことがあったので、私はここを育成会のほうとしても言わせていただきたいと思うのは、この利用者から市町村、基幹に対し相談支援専門員の支援に関する苦情が少なくない、また、サービス等利用計画案、モニタリング報告書等の内容から、相談支援の質に不安を感じることがある。これについては、私、相談員もさせていただいていますが、各障がいの方からいっぱい出ています。ですけど、これがまとまるということがないのですね。ばらばらに出てきて、そのままになっている。それで、当然相談支援員をする側の部会ですからこれは仕方ないかもしれませんが、相談を受ける側があれば、相談をする側もいるのですよね。そしたら、相談をする側の意見というのは、どこかにもっと反映されてもらわないと、相談を受けている方々はもちろん頑張ってやっていらっしゃると思います。

　でも、いつも言われるのは、いつも忙しい、忙しいって言われると、落ち着いて相談なんかできません。来られても、ほとんど最低限のことを聞いて帰られることのほうが多いです。それで、引き留めることもできず、そのままになっています。と言われる方もたくさんいらっしゃいますし、それで、米子の場合は人数的にも多いので仕方がないかもしれませんが、ぜひこの辺は、相談を受ける側ではなくて、相談をする側のほうの、どういうところが、支援に対する苦情ですね、どういうことを考えながら相談というものを受けているかということに関しても、もう少し考えていただける余地があるといいのにと一人の親としても思います。なぜかというと、私のところにも相談支援員さんは来られますが、もう来られたときに既に、次が待っているのでと言われると、相談どころの話ではなくて、そっちのほうに配慮をすると、どうぞ、どうぞって、どうですか、はい、こうこう、こうですで終わってしまう、これは私にとっては相談ではないです。相、談ずると書くわけですから、相、談ずるどころの話ではないですよね。ですから、この辺は、お忙しいのはよく分かります。それで、支援している側の人たちが寄ってお話をされて事例を言われることはとても結構です。検討していただくのも結構ですが、相談受けている側のほうのことも少しは聞く場所とか、時間とかを取っていただくことはできませんでしょうか。以上です。
（河本部会長）　はい、ありがとうございます。そういう辺りでは、鳥取市さんのほうが一般相談委託を受けていらっしゃる事業所さんのほうに、できるだけ一般相談受けていただくように計画相談のほうも調整されているというところなのですが、何か効果的なものがあったりしますか。
（長谷川委員）　すみません。まだ。７月からその取組を具体的に始めたところなので、これから、もし何か、委託さんが動きやすくなったとか、少し件数が減ったので取り組みやすくなったとかということがもし出てくるとしたら、これからかなと思っています。以上です。
（河本部会長）　分かりました。ありがとうございます。植村さんのお話のとおり、一般相談も

含めモニタリングの場面でも恐らく相談する時間を十分、設けていただきたいなというようなこと、光岡さんお願いできますか。

（光岡委員）　はい。鳥取市さんの取組については、また、移行していかれるっていうことのやり方とか経過とか、また教えていただきたいなというふうに思います。恐らくどこの圏域でも同じような課題があるのではないかと思います。それと植村さんがおっしゃったことなのですけど、米子市の報告なのですけど、私も３月まで基幹に居たって関係で、報告は私が書かせてもらったこともあります。それで、まさにさっき言われたところは私が書いたところで、米子市もそれに同意してもらって出させてもらっています。

それで、苦情が少なくないっていうのは、基幹に私がいた頃も、それなりの数あって、そのたびに相談支援事業所さんと意見交換するというか、聞き取りをさせてもらって、利用者の方との意思疎通が回復できるようにとか、当たり前に相談支援が行われるように、米子市と一緒に調整をさせてもらっていたとこなんですけど、それがかなわない場合も、信頼関係がもう崩れてしまって、かなわないときもままありました。それで、また再調整をするみたいなことになったこともあります。ただ、そこに至るところまでにならないように各相談支援事業所が質の高い支援をしないといけないと思うのです。この場合、実は米子のほうに特定の事業所のね、何回もしていて、そこで事例紹介ということでＧＳＶ形式でやっているのですけど、そこの事例でとっても内容が私個人としては、ちょっとショックなことがあって、要するに相談支援としての質のところに大きな不安があることがありました。

逆にいうと、その計画がなぜ支給決定に結びついたのかというとこまで感じるようなところだったのです。なので、どうやったら解決できるのかということを基幹センターと先日行い、主任相談支援専門員との意見交換の中でも議題として話し合ったところなのです。それで、やはり１つ、これって、特効薬はないのですけど、１つは相談支援の手引きっていうもの、そういうものがほかの自治体では結構あるのですけど、鳥取県米子市にもないのです。なので、どうあるべきかとか、何を指標にやっていくべきかというものもない中で、研修は終わったら即業務つけるという状態なので、そこを１つでは解決できないかもしれないのですけど、そういうものもつくりながら、それから市町村の窓口でも、また研修でも、それから連絡会とかでもそれを見ながらやっていけるようなものを１つつくらないといけないのではないかなということで、話し合って取りかかろうということに一応なっています。なので、いろんな場面で頑張らないといけないことかなと思います。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。それぞれ取組もされているというところだと思います。中島さん、お願いします。

（中島オブザーバー）　今の話を聞いていて、両方あるなと思っているのですけど、相談支援専門員としての何かしらよりどころがないと、いろんな当事者の方の意見に結構しんどくなってしまうような場面もあると思うので、そこはやはり相談支援の側として支えてあげないといけないというところももちろんあると思います。だから、それはそれで必要かなというふうに思いながらいます。それからもう１つ、今、光岡さんおっしゃったみたいに質の問題をもう少し突っ込んで取り組まないといけないというところ、それももちろんあるというふうに思っています。

そもそも私、今、自立支援協議会から外れているのでどういう相談支援の議論が行われているのかよく分からないのですけども、私がいたときのことでいうと、相談支援専門員さんが集まって連絡会をやると、そこで一応地域の課題が１つ２つ上がってくるはずだと、上がってきた課題を１つずつ解決していけばいいみたいな、そういうイメージを持って取り組んでいたような気がするのですけども、実際問題、地域の課題ってなかなか上がってこないですよね、上げても結局解決しないからもう何回も同じことを言ってもしょうがないからっていって、今月もありません、今月もありませんというようなことがその支援センターの連絡会の中で、もう繰り返しあったと思うのです。

それで、もう少し拡大させて言わせていただくと、私、明日からも研修です。明日からサビ管のほうの研修をするのですけど、相談支援もそうですし、サビ管もそうなのですけど、私が割と担当するところって地域の社会資源開発とか、何かしらその地域の課題をどう解決するかみたいなそういうお題をいただくことがほぼ全てそれと言ってもいいぐらいの感じなのですけど、明日も地域課題について話し合うような、そういうグループワークの進行をさせていただく予定にしています。それで、何が言いたいかというと、相談支援の方もそうですし、それから障がい福祉支援サービスをやっておれる方に聞いても、地域課題というのが見えてないですね、植村さんさっきおっしゃったその家族の気持ちとか、その当事者の立場とか、そういったものにもう少し目配り、気配り必要だというのは本当そのとおりだと思うのですけど、直接毎日、障がい者の方たちと関わっている人たちが、意外と当事者の人たちが何に困っているのか、どう困っているのかというところに、耳を傾けていないようなそういう印象があります。見えていても、見えないふりとはいいませんけど、見えていても見えてないみたいな、節穴かといいたくなるような、そういうようなことが結構あって、例えば演習とかしようとすると自分たちの事業の単価が安いだとか、そういう時間帯は職員確保できないだとか、何かそういうことが問題になってくることが多くて、それで、その影響をくらっている障がい者の人たちや家族の人たちがどうなのだろうというように議論になかなか発展していかないというのが現実あるのですね。そのことをどうしたらいいのかというのをすごく悩みます。だから、地域課題というものが一体何なのかということを、そこをもう少しみんなが理解していかないといけない。私自身は、地域課題って定義がないのですけども、当事者の方たちが普通に、当たり前にその地域で暮らすために必要な支援体制というか、社会資源というか、そういったものが十分整っていないことによる不利益、その被っている不利益というものが地域課題なのだろうなと思いながらやっているのですけども、それを解決しないといけないというところまで、なぜみんなの意識が向いていかないのか、もうみんな分かっているはずですよね、重度の人たちの受皿がないとか、こういうサービス使いたくてもその時間帯は使えないとか、そんなことが当たり前の地域にあって、それで、地域課題について考えてみましょうなんていう研修をやっていると、何かばかばかしくなってくるのですよね、そんなこと分かったことだ、みたいな。過激なことを言っているのかもしれませんけど、これを結構、もう十何年続けてきているのですよ、それで、こんなことを続けていて大丈夫なのかなと思います。

まだ、そういう研修をやれているだけありがたいと思っているのですけども、地域にいかにこの当事者の方たちの困り感というか、それを受け止めてもらえるような仕組みをつくっていくか

というところは、すごく大事なところであって、そしてその中で相談支援専門員さんが果す役割というのは、すごく重要なところなのだろうなというふうに思っています。愚痴になったかもしれないのですけど、とにかくそういうみんなで本当に困っていることをもっともっと共有するような場をたくさんつくっていかないといけないのではないのかなというふうに思っているところです。以上です。

（河本部会長）　はい、オブザーバーの中島さん、ありがとうございます。現状そういうようなところで取組もされながら地域で検討もしているというところの確認ができました。この後の２番目の主任相談支援専門員のネットワークに係る部分でも、その辺りお話できるかなと思いますので、まずは議題１については今のところは各圏域の取組についても情報共有ができたというところでよろしいでしょうか。はい。

では、議題２のほうに移ります。主任相談支援専門員のネットワークについて、事務局さんのほうから説明よろしくお願いします。

（中嶋課長補佐）　はい。事務局中嶋です。そうしましたら資料４を御覧ください。主任相談支援専門員のネットワーク体制についてということで、先ほども各圏域の取組等々でもございましたが、また、前回の部会でも議論となりましたが、主任相談支援専門員のネットワーク体制という、特に全県的なネットワークというのが今、そういった体制がないということで、何とかそういった体制をつくれないだろうかというような話がございました。資料に沿っていきますと、現状として主任相談支援専門員はそれぞれの所属する事業所だけでなく、地域づくりですとか、人材育成、地域における困難事例の対応など、地域における中核的な役割が期待されております。このため、圏内基幹相談支援センターですとか、主任相談支援専門員が各地域における課題ですとか､そういったものを共有して課題解決に取り組んでいくということは､相談員の質を高める、向上させる意味でも重要である。現状なのですけども、先ほどの取組の中でもありましたが、各圏域ごとでは、基幹相談支援センターと主任相談支援専門員とは、米子市の西部圏域も今年度からということの話がございましたが、それで共有の場というのはあると伺っておりますが、圏域を越えた情報共有を図る場というのは、今のところ特に設置はされてない、構築されてないというところでございまして、相談員の質を高めて、さらに高めていく上でもこうした全県的な情報共有を図る場というのは必要ではないというふうに考えております。

そうした現状を踏まえて対応案というところで、こちらの事務局のほうからの提案なのですけども、現在、基幹相談支援センターの全県的なネットワークの場、そして基幹相談支援センター連絡会、いわゆるこの自立支援協議会のワーキンググループ的な位置づけなのですけども、こういった連絡なりのほうがあります。それで、特に新たな何かを立ち上げるのではなくて、この関連の機関のほうを活用して、この会に主任相談支援専門員の方にオブザーバーというような形で加わっていただいて、圏内の主任相談支援専門員、それから基幹相談支援センターの全県的な情報共有の場を設置してはというふうに考えております。

会の運営、もし、こういった体制が取れるという前提なのですけども、会の運営としては、通常、基幹連絡会議につきましては、こちらの県の事務局のほうがそういう会の開催ですとか、そういった調整のほうは行っておりますが、こういう会の開催の機動性ですとか、迅速性というも

のを重要視いたしまして、原則、県ではなくて各基幹相談支援センターの持ち回りで開催の調整を実施してはどうかというふうに考えております。ただ、初回の立ち上げ時につきましては、県のほうが調整をしまして会議設定のほうをしてはどうかと考えています。また、各圏域ごとの主任相談支援専門員の参加の呼びかけにつきましては、先ほども圏域ごとでは比較的基幹さんと主任相談支援専門員さん、共有の場があるということで各基幹相談支援センターのほう通じて参加のほうの呼びかけをしていただけたらどうかと考えています。

また、議題は基本的には自由ということで、単なる意見交換やアンケートの実施などそういったものでもあろうかなと、特に設定のほう考えていません。また、開催頻度については、ここに２か月に１回程度というふうには結構頻度を多くしておりますが、年に３回程度ぐらい、各圏域持ち回りということで、各圏域が１回ずつ持ち回るという形で年３回ぐらいの開催ではどうかなという部分、これは事務局の想定ですけども考えております。また、この会の開催に限らず、意見交換とか、情報共有を早急に行いたい場合とか、そういった場合はもう随時会議のほうは招集していただくことも可能というふうに。その場合は、会議招集をされたい方は開催の調整のほうしていただくような形になるかと思いますけども、そういった形でできたらどうかというふうに考えています。

また、会議開催に限らず、圏域を越えて情報共有ですとか、意見交換、連絡をすぐ取れるようにするために、現在も特に名簿とかそういったものがないというふうに聞いておりましたので、例えば名簿を作成して、お互いのアドレスですとか、電話の一覧作って何かあれば、特に会議とか開催しなくてもすぐに連絡とか相談とかできるようなことをしてもいいのではないかなというふうに考えております。以上、今後、主任支援相談専門員等機関のほうの全県的なネットワークでこうしたらどうかというところの提案となります。資料の説明については以上です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございました。今、事務局のほうから主任相談支援専門員のネットワーク体制について開催の案をお話していただきました。前回の相談支援体制部会のときにも、圏域ごとの主任相談支援専門員さんのネットワークはできていますが、県内におけるネットワークがまだできていないというようなお話があり、また、地域課題の検討の場もなかなか協議会の中でも設置が難しいというところで、このような基幹センターの連絡会の中で主任相談支援専門員さんに参加していただて、意見交換をするというような提案をいただいています。

これについて、まずそれぞれの基幹センターさんのほうから、御意見をいただきたいと思います。開催の方法であるとか、頻度、検討内容等について御提案があればお願いしたいと思います。鳥取市、長谷川さんいかがですか、御質問でもいいと思います。

（長谷川委員）はい。鳥取市基幹相談センター長谷川です。基幹センターからそれぞれの地区の主任相談支援専門員さんに参加の呼びかけが毎回で、そのうち３回に１回が全体的な調整も行うとなると、何だかいつも連絡を取っているような状況に感じました。それで、鳥取市、東部は主任相談支援専門員意見交換会も２～３か月に１回しているので、頻度は本当にこれが適正なのかなというのは思ったところです。皆さんの御意見が聞けたらと思います。以上です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。まず、米子市さん、橋本さん御意見ありますか。

（橋本委員）　はい。西部の主任相談支援専門員さんは、米子市におられるし、米子市でないと

ころの市だったり、町のほうにおられるので、そういった方々を全県的なネットワークをつくるという意味で参加していただくというのは意味があることだというふうに思います。具体的にそれぞれの会でどういったテーマを扱うかというところが事前に見えているとより効果的になるのではないかなというふうな思いがいたします。はい。以上でございます。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。中部のほうも、毎月１回主任相談支援専門員さんの意見交換会を行なっていますが、なかなか圏域の皆さんの情報共有というところはできていませんので行うことについては賛成しますが、頻度についてはさっき中嶋さん言われていたとおり、２か月に１度とは書いてありますが、もう少し頻度は少なくてもいいのかなと思います。検討内容については、さっきお話のあったとおり、まずは連絡体制や情報ネットワークづくり、あとは発展していけば地域課題の検討という辺りも、お話できたらいいのかなと思っています。当初頻度のほう、１回目は県のほうが開催のほうを調整していただくというところなのですが、この場である程度頻度とか、開催内容のほうも皆さんのほうから御意見いただきたいなと思っているところですが、いかがでしょうか。

（中野課長）　障がい福祉課の中野です。

（河本部会長）　はい、お願いします。

（中野課長）　例えば頻度は本当にこれから作るので本当に自由なのですけども、例えば四半期に１回であれば年３回、年３回であれば各圏域１回ずつ持ち回りという感じ、なのでこれの半分ということです。年３回もしくは年１回でもいいと思いますし、年３回か年１回かそれぐらいなのかなというイメージなのですけど、皆さんはどうでしょうか。

（河本部会長）　もしかしたら、その開催する内容によっても頻度の検討にもなるかなと思いますが、まずはやってみて。光岡さんお願いします。

（光岡委員）　はい。今までの基幹支援連絡会も年３回を超えてやったことがないと思うので、３回を超える設定は難しいのかなと思いますので、３回ぐらいが適当なのではないかって思います。それで、ネットワーク化はとっても必要なことだと思いますし、その名簿作成して地域にそれを共有するということが必要なんじゃないかなと思います。やはり加算を受けて 100 単位ではあるけれども、100 名の方、支援されとるとこだったら、事業所に 10 万円入るわけなので、やはり地域に貢献しないといけないというふうに思うのです。それで、ネットワーク化とともに僕は、主任相談支援当員のスキルアップの研修、今、国では主任相談支援専門員の講習研修とか、適任研修というのをまだつくっていないと思うのです。多分これから検討されるのかなと思うのですけど、やはり基幹センター、主任の方のスキルアップも必要なんじゃないかなと思っていて、それがまさしく何か社会資源開発研修みたいな、そういうことの位置づけになるのではないかなと思って、それも今後取り組んでいかないといけないのではないかなと思います。

（河本部会長）　ありがとうございます。頻度はやはり年３回くらいというところだと、かも分かりませんね。検討内容についてはさっき光岡さんが言われたとおり、主任相談支援専門員さんのスキルアップも目的としたような内容も取り組んでいく、そこに併せて地域課題についても盛り込んでいくというようなイメージでと、まずはネットワークづくりというところで開催していけたらと思います。そのほか御意見ございませんか。それで、東部４町についてはまだ基幹セン

ター未設置なのですが、お声かけは影井さん、保木本さんのほうからしていただけるというようなイメージでよろしいですか。
（保木本委員）　この集まりのですか。この集まりというか、この議題の集まりの。
（河本部会長）　この主任相談支援専門員のネットワーク会議のお声かけについてですね。
（保木本委員）　はい。自分からでも今日事務局も出ていただいているので。
（河本部会長）　事務局でいい。
（保木本委員）　中嶋さんです。
（影井オブザーバー）　でも、東部圏域と鳥取市、鳥取市と一緒にやっているので。そこでお知らせをして、その年に３回というところの出席のところはお声かけができるかなと思います。
（河本部会長）　はい。分かりました。西部のほうも米子市の基幹センターを中心に米子市さん以外にも声かけしていただける、調整してみて連絡していただくことは可能ということでよろしいですか。
（橋本委員）　そうですね、西部の主任相談支援専門員さんの会も、ここ米子市のほうが日程調整を行っていますので、その流れで大丈夫だと思います。
（河本部会長）　ありがとうございます。では、今、鳥取市さんのほうで別に基幹相談支援センターの連絡会日程を調整されていますが、あれとはまた別で１回県のほうで日程調整して主任相談支援専門員さんにも参加していただいたネットワーク会議を開催するというところで、よろしいですかね。
（中嶋課長補佐）　事務局の中嶋です。そうしましたら最初の会議につきましては、県のほうが会議開催のほうの音頭は取らせていただきたいと思いますが、先ほどお話いただきました、各基幹さんなりを通じてまた開催の調整のほうはさせていただきたいと思います。その最初の会の中で、例えば先ほど議論になりました会の開催頻度ですとか、どういうやり方にするかというところも多分ある程度決めていくような形になると思います。
　一方で、各圏域ごとで、会議設定のほうされておりますので、そこに被らないような形で調整したり、逆に言うと、どのタイミングで全県の情報共由したほうがいいかなというのは多分それぞれあるのではないかなと考えているのですけど、いかがですか。
（河本部会長）　では、それぞれ各圏域で主任相談支援専門員さんが集まり実施されていますので、こういう全県でのネットワーク会議を開催するというところ、情報提供していただいて御意見いただき中嶋さんのほうに連絡していただくというところでお願いしてもいいでしょうか。では御周知のほうお願いします。
（岡光委員）　河本さん、すみません。そういう集まりとかであるわけですけど、そういうことって基幹センターの連絡会ももちろんなのですけど、主任を交えた会議にしても、やはり開催したときには地域にフィードバックする必要があるかなと思うのです。どういうことを話し合って、どういうふうな方向性になったとか、そういうことをぜひ地域に還元していただきたいなというふうに思います。
（河本部会長）　はい、ありがとうございます。議題２については、そのほか皆さんのほうからよろしいでしょうか。はい。議題３地域生活拠点の状況等についてです。事務局さんからお願い

します。

（中嶋課長補佐）　事務局の中嶋です。そうしましたら各市町村の地域生活支援拠点の現状等ということで資料５のほう御覧いただけたらと思います。令和といいますか、６月末現在で各市町村の地域生活支援拠点の取組状況ですとか、そういったことについてアンケートのほうを行なわせていただきました、資料５の別紙のほうで各市町村の状況について詳細のほうはつけさせていただいておりますが、その結果の概要ということで、この資料５のほうにまとめておりますので、こちらのほうでざっと御説明のほうさせていただけたらと思います。まず１番、地域生活支援拠点の整備状況ですけども、昨年度末時点では全市町村設置済みということになっております。内訳としては単独設置が８市町村、圏域設置が３か所ということで、１市10町という状況になっております。

続きまして２番の拠点の機能、機能ごとの主な結果ということです。まず、１つ目の緊急時の受入れ、ショートステイの場の確保等ついてですけども、緊急時対応に当たって、支援対象者の登録制度というのを採用している市町村は３市７町、圏域を含めますが７町ということでした。あと、緊急時対応のプロセスですけども、市町村から連絡を受けた相談支援専門員（コーディネーター）を通じて、これも事前に登録しております受入れ施設、短期入所事業所で受入れを行うとそういった流れを取っている施設が多くありました。また、短期事業所の少ない市町村では、市町村での短期入所の登録事業所の確保が困難であるということから、例えば一度に複数の方の受入れがあった場合、どのように対応するのだろうか、対応が困難ではないかといった意見もございます。昨年度令和４年度の緊急時受入れの実績は１市２件２名のみというところになっています。

（２）相談機能、24時間相談対応可能なコーディネーター配置等についてです。この中で支部につきましては、事業所や基幹さんへの委託によるコーディネーター配置というのを行っているところが多いですが、そもそも相談支援事業所のない町村については、コーディネーターの配置そのものがされてないと。続きまして（３）体験の機会・場（グループホームなどの利用や一人暮らしの体験の場の提供等ということで、実施している市町村は３市７町、圏域を含めますがというところでした。中でも県の事業ですけども、鳥取県地域生活体験事業を活用して一人暮らしの体験の増を提供している、そういったケースが多くございました。また、体験の場を提供できる施設がそもそもないという自治体もあるため、その自治体ではなくて、ほかの自治体での利用となるケースもあるというそういった意見もございました。

続きまして（４）専門的人材の確保・養成ということですが、何らかの取組をしている実施市町村は２市７町という圏域を含む状況でした。この人材育成の研修は、県主催の研修を受講しているというパターンが多かったですが、中には各地域の自立支援協議会の専門部会において実施しているといったケースもございました。最後に（５）地域の体制づくりですが、各地域の自立支援協議会ですとか、サービス事業所との連絡会を通じて課題検討を行う連絡体制を構築しているという市町村も見られましたが、全体的に未実施の市町村が多い結果でした。

続きまして３番ですけども、今回、この地域生活支援拠点というものが本当に周知されているのか、どのように周知しているかというところもアンケートのほうで伺っています。その結果、

何らかの形で周知を行っている市町村というところが６市町村、圏域を含むものでありますが、そういった結果になりました。周知方法ですとか対象につきましては、相談支援事業所などの事業所への直接の説明というものが多くありまして、当事者を対象とした周知についてはホームページのほうのみで、直接当事者への説明をしているといったケースはございませんでした。こうしたアンケート結果を踏まえまして、今後というところで書いておりますが、今後こういったことを検討する必要はないかという内角的なものですけども、書かせていただいております。

２つ。まず、１つ目が全体的に社会資源の多い市と町村では各機能ごとの対応の差があることや、そもそも機能が整備されてはいるのですが十分に活用できていない、活用できる体制となっていないということも踏まえまして、さらにその実行性を高めるためにどういった方法が考えられるか。２つ目がそもそもこの地域生活支援拠点の認知度というのが低いというところもありますので、この活用を進めるためにもこういった認知度を高めるためにどのような方法が考えられるか、そこのところを検討していく必要があるのではないかなということを考えております。資料５の説明につきましては以上です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございました。地域生活拠点についても、はい、光岡さん、お願いします。

（光岡委員）　すみません。地域生活支援拠点のことについて、ここ、部会単位でいうと４、５回ぐらい同じようなことをずっと話をしていて、それぞれの地域どうなっているのだろう、それで、表示してもらって見ているという感じになっていると思うのです。なので、進展している感じが全くなくて、米子も西部もそういうのは同じです。それで、誰もが手をこまねいているという感じになって、それで、形的にはやっていることになっているということかなと思っているのですけど、何か変えていかないといけないというふうに思って。それで、少し意見を発言さしてもらいたいのですけど、共有させてもらっていいですか。

（河本部会長）　はい。

（光岡委員）　まず、次期障害福祉計画なのですけども、国が基本指針を出していて、その中で地域生活支援拠点等が有する機能の充実という項目があるのですけど、その中で、１つ目のとこなんですけど、地域生活支援拠点を整備し、コーディネーターの配置等により支援体制の構築に努め、それで、１回以上の運用状況の検証を実施というのがあるのです。多分、運営状況の検証というものが行われている市町村があるのかどうかは分からないです、現状。それで、８年度末までに各市町村又は圏域において支援と事実を把握し、支援体制の整備に努めるということがあって、こういう項目について数字を掲げるということになっていると思うのです。そのこともあってか、地域生活拠点の機能の充実に向けた運営状況の検証及び検討の手引っていうのが去年の３月に出ていて、抜粋なのですけど。いろいろ項目があって手引の趣旨の狙いとか、それで、地域生活拠点等の趣旨に期待される役割っていうところがあって、その中で、皆さん御存じかと思うのですけど、拠点の必要な５の機能っていうのがやはりあるわけです。それで、今は相談機能とこの緊急時の受入れのとこを皆さんにらみながらやっておられる、考えておられるのかなと思っています。３～５までももちろん充実でやらないといけないのですけど、ここのところ、上２つのとこで考えてみると、これ拠点の機能の継承評価のプロセスっていうところで、このステッ

プ１～ステップ５まで示されています。今、入口のところでとってもどうしようか、どうしようかって話していると思うのですけど、今後、福祉計画にもあるように、検証っていうのが必要になってくるのでやはり検証の機能を各市町村あるいは圏域でつくっていくっていうことが必要なんじゃないかなと、今もうすぐにでも必要じゃないかなと思って、まず、ステップ３としては、評価指標を活用した経営機能の実施状況の自己評価っていうこととか、ステップ４では協議会への報告と利用者関係者による評価の実施っていうところをやりながら、機能の充実を足らないとこは何かとか、できてないとこは何かっていうことを明らかにしながら進めていくことが必要なんじゃないかなと思ったところです。

まず、必要な機能及び運営状況の評価指標とその活用方法っていうことで、要支援者の事前把握及び体制についても、評価項目と評価指標というのがそれぞれあります。例えば緊急時の支援が見込めない障がい者等の事前把握というところがあるのですけど、ここでもやっぱり事前に把握して登録しておく必要があるっていうふうに、重要ですって言われています。でも、今の県にまとめてもらった中には登録をしてないっていうところが結構見受けられるっていうことがあります。登録してないとその後の名簿の管理もできないし、それを活用して連携も取れないっていうことになってくるのかなと。それで、相談機能の評価軸でいうと、例えば拠点等の相談の実施期間において緊急時の相談体制の確保っていうことでいうと 24 時間の相談体制を確保しているかっていうことで考えたときに、１つの視点としては地域の実情に応じた地域の相談支援事業所による当番制や、っていうことが書いてあって、そういう形でもう 24 時間の体制が何とかつくれないかっていうことが書かれています。それで、緊急時の受入れ対応の評価軸でいうと、緊急時の連絡調整のルールの策定っていうのがあって、まず、そこでいうと緊急時の定義が明確でないといけませんっていうことが書かれていたり、それから拠点等としての緊急時の受入れ対応の実施体制でいうと、十分に確保されているかっていうことの１つの視点として地域生活拠点等における緊急時の受入れ対応の実施期間において、緊急時の受入れや緊急訪問、関係機関につなげるなどの対応を適切に行えるよう、こっちも当番制などで実施体制を確保する検討をする必要があるというようなことが書かれています。

それで、それぞれの項目について評価軸があるのですけど、ここ割愛させてもらって相談機能とか、緊急時の受入れのところの評価指標について書かせてもらいました。それで、最後なのですけど､地域生活支援拠点の運営状況の評価軸っていうことで､さっきも話にあったのですけど、地域住民に対する拠点等の存在、役割の広報周知っていうことで、面的整備型、多分どこも面的整備型になっていると思うのですけど、その拠点等においては、拠点等の実施機関が備える機能を包括的に示すなど、利用者等に取って分かりやすい形で掲載する必要がありますっていうことかが、いろんな視点、そういう視点も書かれています。この評価指標について、それぞれこんな視点が幾つか書かれているので、全部書けなかったので書いてないのですけど、こんなものが書かれています。

なので今、それぞれの市町村が地域生活支援拠点を実施しているってことになってくるわけですから、やはりここの評価、この手引を活用するなどして、今、やっていることの評価を自立支援協議会などでやりながら、足らないところを明らかにして整備していくってことをそれぞれの

市町村に行っていただきたいっていうふうに部会からも協議会からもメッセージを出していくのはどうかなと思っています。以上です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。光岡さんの言われたとおり、各圏域や市町で設置はされていますが、その後、なかなか進捗についてはずっと停滞しているようなところをずっと部会でもお話をしているところです。今、光岡さんのほうから評価基準があるというところで、設置はしたけども、今後、どう活用していくかという辺りをもう少し具体的に各圏域や市町のほうで地域生活拠点についてお話をする機会を持っていただきたいというような御提案をいただきましたが、皆さんのほうから何か御意見ございますでしょうか。やはり今まで特にどこまでまとめるかとか、何か示されているわけではなく、各設置の運営主体で検討されているものなので、やはりある程度統一した基準や、そういうものをもって拠点のほう整備していただくことが必要なのではないかなというようなところでしたが。

（光岡委員）　これ、ツールだと思うのです。地域生活支援拠点というのは、整備という１つのきっかけだと思うので、こういうものをみんなで考えながら地域をつくっていくっていうことだと思うのです。なので、その１つのツールとして、さっきの手引を活用したらどうかなっていうのが提案です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。どうでしょう。実際、皆さんのところ設置されていますが、今、御意見いただいて、何か。

（中島オブザーバー）　はい。

（河本部会長）　中島さん、お願いします。

（中島オブザーバー）　すみません。お聞きしたいのですけども、地域生活支援拠点の登録みたいなのがあって、それって登録すると何か違うのですか。単価が変わるとか何か変わっているとか、そういう話になっているのですか。あまり詳しくないので、教えていただきたいのですけど。

（河本部会長）　これは、どうでしょう。事務局さんのほうから。

（中嶋課長補佐）　はい。鳥取県の障がい福祉課です。そうですね、これで登録していることによって、一部加算が発生するというふうなサービスはあるようです。以上です。

（中島オブザーバー）　通常の利用ではなくて、緊急的な利用だったっていうことで加算があるとか、そういう話ですか。

（中嶋課長補佐）　想定ですと、県にとって事業所を登録しているっていうことが要件によっている、利点というのですかね、というのはあるようです。

（中島オブザーバー）　でも、登録していて、対応できないという場合もあったりしますよね。それ、何かインセンティブになっているのですか。あまりなっているように思えないのですけど。

（中嶋課長補佐）　実際に何か緊急で受入れを希望するっていう案件が発生したときに、すぐ受入れができない場合もあるというケースも中にはあるとは思うのですけど、恐らく加算の趣旨としては、その１歩手前の段階として、まずは登録してもらうところを増やしていくためのインセンティブとしてその加算を、登録することに対して加算を設けるっていうのが趣旨で、その加算が設けられているものかと思います。

（中島オブザーバー）　いや、分からないです。それがついているのだったら、絶対対応しない

と駄目ですよという話だと思うし、それがついているのに断ってもいいっていうのは一体どういうことなのかなって思うのです。制度が措置じゃないからっていうようなこともあるのかもしれないですけども、措置であれば、何かあったときに受け入れないわけにいかないっていうような、そういう議論をしたと思うのですけども、今の制度の中では、加算はついているけど断れる。受けられるときに、いわゆる通常利用のように受けても、高い単価で支援ができる。それで、そういう仕組みになってしまってないですか。何かおかしいと思うのですけど。

（中野課長）　障がい福祉課ですけども、募集の要件は後で正確なところを確認します。

（光岡委員）　報酬関係では、多分事業によってつき方が違っていると思うのです。ただ、さっきの話でショートステイは、そもそもそこに登録したら、指定を受けたら、そうでないショート受けても加算がつくっていうことになっていて、訪問系のサービスはそれを提供したときだけに加算がつくっていうやり方になっていて、やる事業によって大分違うつき方になっていると思います。相談はどういうつき方になっているかというのは、僕は承知してないのですけど、誰か知っていますか。

（中嶋課長補佐）　そこもまた確認をして送るようにします。

（中島オブザーバー）　確認してっていうことでいいと思うのですけども、ここで答えもらわなくても。何かおかしいな。それ絶対必要だから誰かやってよ、それで、登録お願いしますって、では登録しますって言ったら、それは多分御褒美の話だと思うのです。だけど、お金つけても、いや、受けられないからって言われちゃうっていうのは、一体、何のための加算なのだろうなって思ってしまうのです。何かモラルでやりましょうよっていうことが言いたいわけではないです。お金なくてもいいという話じゃないのです。ついているものは払えばいいと思うし、つければいいと思うのだけど、でも、それなりの、そもそもの義務、責任、障がい福祉サービスをやっている以上はあると思うのですよね。そっちの議論がほったらかしになったまま、何かスムーズに受け入れてもらえるような、何か上乗せみたいな話ばかりが先行しているみたいにも聞こえるので、納得いかないなと思うのです。

（影井オブザーバー）　すみません。鳥取市で今、東部３町と鳥取市と地域生活拠点で話し合われているところで、サマーもその３町が委託している関係で入っているのですけども、そこで思うのは、今の議論とは違うのですけれども、コーディネーターの役割と、担当している相談員の役割がどれだけ違うのかが明確になっていないまま、この事業が、その緊急時の受入れがどうかっていうところがあって、それがいつまでも進まないというか、見えないというところが現にあるのですよね。

それで、そういう意味では、先ほど光岡さんが示していただいた１つの評価みたいなものに沿って照らし合わせていって、役割を分担したり、コーディネーターの役割って、そもそももう１回何なのだろうかっていうところが議論していかないといけないのではないかなと思うのですけど、鳥取市の前岡さん、どんなですかね。サマーの印象としては、そう思っているところですけど。

（前岡委員）　鳥取市の前岡です。一応鳥取市のほうは手引みたいな形を今、つくりつつあるのですけども、その中である程度、コーディネーターの役割とか、相談支援専門員さんの役割とか、

ある程度その中で住み分けじゃないですけど、考え方を私のほうでは整理させていただいて、提示させていただいているところではあるのですけども、サマーハウスの影井さんが言うように、その辺りまだ明確に分かりにくいよねというような､部会の中で議論がある中で､その辺り再度、この前の部会でもお聞きしたりしていますので、その辺りもう一度整理させていただいてお話できたらなと次回の部会では考えているとこです。

（河本部会長）　植村さん、お願いします。

（植村委員）　いつも同じようなことを言って悪いのですけど、書いていらっしゃるので、一々言うことはないかと思いますが、周知方法とか、対象は相談支援事業所等の事業所への直接説明が多くて、当事者を代表とした周知はホームページのみで、直接当事者へ説明しているケースはないということですが、先ほどもいろんな場面で私は感じることがありますが、こうしていろんなことを協議したり、お話合いがあったりするのですけど、もちろん全てのことが出せるわけではありませんけども、先ほど光岡さん言われたように、なるべく知れる人だけが知っているではなくて、必要なことに関しては、まず、知的の場合で言えば、育成会なんかは割と高齢者の親御さんたちは、まずホームページというものを見られるという人たちばっかりではありません。紙ベースでないと分からない人もいますし、決まったこと、まだきちっと決まってない状態では言えないかもしれませんが、決まったら、光岡さん言われたようにフィードバックをしていただいて、何も利用者とか、そういう人間が情報を決して取りたくないと思っているわけではありません。

　どこにどういうふうに持って聞きに行けば、どこにどういうふうに行ったら情報が分かるかというように、私なんかは小さな地域活動支援センターですが、いろんな研修とか講演をすると多くの方が来られます。一生懸命お聞きになって、その資料とかも後でくださいって言って来られる方もいっぱいいます。ですから、決して何も皆さんが無関心なわけではないので、専門家と言われる人たちとか、そういう人ばかりが共有するのではなくて、必要としている人たちには、きちっとフィードバックをしていただかないと、とても困るなというふうに聞いております。よろしくお願いします。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。結構各取組の中に評価基準的なものがないと、なかなか活動状況が進まないというところで、光岡さんの御提案のあったとおり、各圏域の取組について、今、提供していただいたような評価基準をもって取組の、毎年活動の評価を行い、この部会なのか分かりませんが、拠点の活動について聞くことでばらつきがないように確認していくような方法を取っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（光岡委員）　光岡です。

（河本部会長）　はい。

（光岡委員）　ほんとは令和３年と、前計画を策定するときに、そのときに県全体としてこうしましょうっていうものをある程度作成して､各地域にこれ以上のことを取り組んでくださいとか、ここを基準にあれをやってくださいっていうものをつくって、そういうことで始めてもらうことがいいと思っていたのです｡だけどそれがもうかなわなくて､それぞれがそれぞれの議論をして、それぞれの形で進んでしまっているので。でも、やはり県全体として、質の高いことをしていき

たいと思いますし、評価っていうものに今、値しないレベルなのだと思うのですけど、１つの出直しじゃないですけど、もう１回考えてみるっていうことのために、この評価基準を使って、それぞれの地域で議論してくださいっていうことがいいのかなって思ったところでした。

（河本部会長）　はい、ありがとうございます。どうでしょう。皆さんのほうで持ち帰っていただいて、この評価を基にまたお話をしていただきたいと思いますが、何か御意見ありますか。

（中島オブザーバー）　意見じゃないですけども、さっきから言うその加算だの何だのということも含めてという、そういうお話ですか。

（光岡委員）　私が今思っているのは、結局、緊急受入れで登録しているところがあっても、結局はどこも受けないっていうことがあっては絵に描いた餅になるので、そういうことをどうやって回避するのかっていうことで、１つ１つの事業所が依頼されたものは断らないっていうことも１つの方法だし、面として考えたときに、その登録しているところがネットワークをつくって、どこかで受けてもらうっていう、そういう体制をつくるっていうのも１つじゃないかなっていうふうに思ったところでした。

（河本部会長）　はい。一度、評価表を光岡さん提示していただいたものを基に、圏域ごと設置されている地域ごとで状況を振り返っていただき、どこまで取り組めるかという辺りを立ち返っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（中島オブザーバー）　いや、それは分かりました。それでいいと思いますけど、そもそも何か、そもそもの話してすみません。申し訳ないですけど、今、地域生活支援拠点っていう名前とか、そういう仕組づくりに振り回されてないかなって思うところがあるのです。障がい福祉サービスもそうだと思うのですけども、サービスが増えることはいいことっていう話ももちろんありますけど、問題は一人一人のニーズに合っているかどうかっていうことだと思うのですよね。ニーズを中心に考えたときに、国が用意しているその支援メニューの中に、足りているものもあれば、足りてないものもあると思うのです。その辺のそのずれみたいなものが地域課題になっているのではないかというふうに思っていて、そういう議論が足らないっていうふうに思います。だから、あるもので何とかするっていう考え方も大事なことですけども、ないのだったらどうするのっていう議論をもっともっとしていかないと、地域はよくならない、いつまでたっても穴の開いたバケツになってしまうような気がします。以上です。

（河本部会長）　ありがとうございます。その辺りも含め、２番目の議題にあったネットワークも含め、県内で検討していく機会ができたらなと思います。では、議題３について皆さんのほうからよろしいでしょうか。

（光岡委員）　すみません。河本さん。

（河本部会長）　はい。

（光岡委員）　さっき私が共有させてもらった資料って、今、初めてみんなが見る。

（河本部会長）　そうですね。

（光岡委員）　見ていて、県も見てないのですけど、障がい福祉課としてはどうでしょうか。意見を聞かせてもらいたいです。

（中野課長）　はい。障がい福祉課長中野です。ありがとうございました。過去何回か同じよう

な議論をずっとしているっていうのは、まさにおっしゃるとおりだなと思っていて、ですので、今回、ただ表ではなくて、じゃあ、全体としてどうなのかという概要をつくり、周知の方法っていうところが、前回の議論でも植村さんはじめあったと思うので、その辺りも聞いたというところで、少しずつ前に進めたいなっていうところは県としてもあります。その中で光岡さんが提示された資料は、今ある手引ですよね。今存在している手引です。だから、別にそれ自体は何も問題ないと思うのですけども、これを市町村に投げたときに、例えばこの表にある中部、西部で緊急時の受入れで見ると、登録者もいないし、事業所もいないし、実績もないっていう、その全てないっていうところに、じゃあ、分析してくださいって言ったところで、恐らく実績がないので分析できませんっていう回答にしかならないかなと思っています。

なので、今の状態で分析してって投げても、結局同じ結果になるかなっていうところ、思いました。それで光岡さんの提示されたような当番制みたいなのって、多分、鹿児島のゆうかりとかがいい事例なので、それを意識した手引を書いていると思うのですけど、ああいうネットワークをつくり上げるためには核となる事業所が声をかけて、自分のところでやるので当番制に協力してくださいっていう核となる事業所があって、あそこはうまくいったのですけど、何かそういうところまで持っていく必要があるのかな。そのためにどうしたほうがいいのかなっていうのは今答えが出なくて。中島さんが最後におっしゃった県内にどれだけニーズがあるのかっていうところで、中部とか西部に実績がないっていうのは、もしかしたらそこまでのニーズがないから実績がないのかもしれないし、そうじゃなくて知らないから実績がないのかもしれない。そこも分かんなくてというところで悩んでいて、光岡さんに御提示いただいた市町村に分析をまずさせるっていうのは、今させても逆にまた同じことになっちゃうかなというところもあるので、それはそれで全く否定はされないと思うのですけども、だからもう少しやり方を議論させていただきたいなと思います。

今ここで答えがなくて申し訳ないのですけども、部会長や光岡さんや皆さんと御相談をしながら仕掛け方というか、広げ方というか、他県の事例を真似するために活発にやられているところのノウハウを取り入れるっていうのも１つあるかなと思うので､そういうのも視野に入れながら、視察とかそういうのも含めながら、もう少し案を練りたいと思っていますので、今日ここでというのはないのですけども、案があればまた県のほうにいろいろ教えていただけるとありがたいです。以上です。

（河本部会長）　はい、ありがとうございました。では、３つ議題が終わりました。１つ目については、コーディネート強化機能については、引き続き要綱等の確認も県のほうで進めていただくようなお話をしています。圏域ごとの取組についても情報共有を行いました。それぞれ取り組めることは各圏域でも取り組んでいただきたいと思います。議題２主任相談支援専門員のネットワークについては、県のほうで１回目を調整されますので、皆さんのほうから地域の主任相談支援専門員さんのほうに情報提供していただきたいと思います。地域生活拠点の整備については、光岡さんのほうから振り返りの基準についてお話がありましたが、まずは事務局と県のほうともお話をしながら､今後の進め方を再度検討していきたいというところでお話ができました｡では、事務局さん以上です。お返しします。

（中島課長補佐）　はい。河本さん、長時間にわたりありがとうございました。そうしましたら時間過ぎましたので、以上をもちまして令和５年度第１回の相談支援体制部会のほう終了とさせていただきたいと思います。皆さんお忙しいところありがとうございました。
（河本部会長）　ありがとうございました。